

別添5

Q15-1: 保険施術を採用しない理由(自由記述) (保険施術をしていないと回答した 199 名中、無回答名を除いた 159 名／一部割愛)

- ・業務が煩雑になるため、地域の鍼灸院との関係など
- ・医療機関の為
- ・面倒 利益率が低い
- ・1人治療院でベッドが1台しかないため
- ・同意書が取りにくい為
- ・書類が大変だから。
- ・病院勤務のため
- ・自費の施術料金と保険の料金との差が大きすぎるため
- ・学校のため取り扱っていない
- ・書類が面倒
- ・施術者本人の年齢がいつているから。
- ・保険適用条件等が合わない
- ・施術前に同意書を得てもらふ必要、施術後の申請処理、保険請求できる金額など、患者側・施術者側の双方にとって負担を感じます。それに対して、各自治体が高齢者向けなどに行っている鍼灸施術の補助は、双方にとって使い勝手が良く、もっと拡充して頂けるよう働きかけて頂きたいと思えます。
- ・診断書を取得しにくいことと、単価が安い、必要な施術ができない、通院回数を意味なく増やさないと採算がつかない、真剣に施術を受けようとする患者が少ない、治療者のやる気が出ない、短時間ですます必要があり十分な説明などできない(自費なら時間をとって料金に応じた施術・説明などが可能)
- ・事務をする手が足りない
- ・患者様からのニーズがないから
- ・同意書取れない。自由診療の方が楽。
- ・学校の施術所なので、手続きが手間。
- ・保険施術より、実費施術による全身調整効果の方が症状改善が早い
- ・施術内容は割引できないと思いつているから。会話や心理的な面を重視し、一施術に時間がかかるため
- ・採用までの手順が分からない
- ・施設として保険診療は実施困難
- ・煩雑な割に自費施術との収入差があまりないから。

- ・医師の同意書に神経を使いたくない。治療費請求手続きの煩わしさ、治療時間をゆっくり確実にしたい。
- ・手続きが複雑である
- ・大学の方針
- ・対象症状が限られていること。料金設定が低いこと。
- ・施設特性上実施できない
- ・患者様に対してその日行える最善の施術をしたいから。
- ・患者が希望しない、保険治療は安いのでやらない。
- ・同意書取得の煩雑さと、療養費適応額がかなりの少額であるため、自由診療費から減額されてもほとんどメリットがないことから。
- ・対象疾患でないから
- ・同意書を書いて頂ける医師が少ないため。
- ・医師からの指示があれば、する。
- ・レセプトや医師同意書に労力がかかってしまうため。また、理解のない医師への説得に心身を消耗するため。
- ・医師の同意書が得づらいことと、請求後に保険者とのやりとりに差が出るのが煩雑なため
- ・必要性がないため
- ・全身治療が出来ない。手続きが面倒
- ・不妊治療と小児はりが多いという患者の特性と手続きの不便さから
- ・医療機関のため
- ・業界の患者を奪うことになる
- ・病院に併設されており、管理者が認めていない
- ・東洋医学的な診療を実施しており、全身治療を主体にしているため保険施術は困難であるため取り扱っておりません。
- ・性格的に向いていない。パターンの出来ない。短い時間でできない。
- ・費用がカバーされないから
- ・支払われる療養費が安い
- ・保険施術に馴染まない治療法と時間のため
- ・医師の同意が得られにくいから。
- ・婦人科疾患への鍼灸をメインとしているため
- ・医師の同意が難しい、レセプト作成に手間がかかる
- ・面倒だから
- ・希望者が少ない

- ・院長の方針
- ・産婦人科領域を主にみているので保険適応外である
- ・大学病院外来での鍼灸施術のため無料施術。病院側から有料施術を認められていないため
- ・今の方式よりも、定額の助成制度の方が鍼灸の業務形態に合っているため、そちらを強化した方が良いと考えているため。
- ・許可は貰っており実行自体は可能。施術がどうしても限定されること、可能な限り体全体のバランスを見た全身施術を行いたいことから。
- ・社会人1年目の会社の社長から(医療業界・非鍼灸業界)、鍼灸師になっても、絶対保険診療なんてするもんじゃない、と言い聞かせられた。また、私のお師匠さんは自費1本の方で、アンチ保険診療である。また、私は1名の患者とじっくり腹を据えて心身に向き合うスタイルのため、保険診療などしたら、薄利多売で、自分のポリシーを捨てることになる。
- ・問診を大事にしているのと、全身の経絡治療をしているので一人当たり前後の時間の余裕をもって、90分は必要。保険施術だと全身治療が出来ないと、問診に時間がかけられないので採用していない。
- ・ヘルスキーパー業務のため福利厚生で無料となっている
- ・同意書の交付が困難
- ・養成学校の附属鍼灸院のため実費治療をしています。
- ・見合わない
- ・以前に数回、療養費を使用したことがあります。レセプトの事務作業の手間に比して、収入が少なくてやめてしまいました。
- ・自由診療で患者が来院するから
- ・学校の臨床実習なので、もとより治療費は安くしているため。
- ・全体調整したい
- ・その組織の意向
- ・同意書をもらうのが面倒
- ・病院との連携が難しい。保険は面倒臭い。
- ・事務負担が多い。治療方針に合わない。
- ・臨床実習の一部で行っているため
- ・よく理解していません。病院で保険が使えなくなるのは患者さんの利益にならないと思います。私は訪問はしていませんが、訪問施術の場合は保険施術にすべきかと思います。
- ・価格が低すぎる。
- ・特に必要がないので。
- ・教育機関だから

・身体全体の施術をしているので、部位別に制限をかけることはできません。6疾患以外の主訴の方も来院されます。医師の同意書をとってからの施術だと遅くなり手間がかかるので取り扱いません。

・学校の方針です

・保険点数が低いためと、自由診療との併用はあまりよろしくないと思っているため
請求が複雑で対応できない、同意書が出にくい、病院との重複で不支給が多発

・医師の同意が取りにくい。同意を得るための診察料・文書料も取られると、自費で治療すると、患者さんが払う合計金額が変わらない。保険施術を選ぶと、患者さんの病状が治療途中で「西洋医学にかかった方が良いのでは？」と思っても、医師の診療が受けられなくなるのではないかと不安がある。

・すぐに収入にならない

・同意書をもらう手間と保険請求の手間をかける余裕がない

・医師と良好な関係を築くため

・保険料併用の料金設定が難しい

・保険適応にとられない施術を行いたい

・保険適応外の病態の方も来院される。本治を行うにあたり、保険治療の制限内ではできない

・自由診療できめ細かく治療したいので。個人でやっているの、保険は手続きが大変と言うイメージがあります。

・教育機関附属であるため

・医療機関のため

・患者にとって公平な保険制度ではないから

・全身治療、保険適用外の疾患にもアプローチしたいから、保険点数が低い

・患者様に提供できる施術としての限界があると思うから。

・医師からの同意書が 前よりも多くなっているので 出来れば 同意書撤廃にと思います。そうでないと 針の評価はこのままのように思います。

・手間がかかる。

・面倒くさいから

・自費治療で成り立ってる院です

・嘱託医の問題等

・学校付属施設の為(臨床実習施設)低料金での施術。その為、保険のメリットを享受できない。

・近隣に、同意書を書いていただける医師がいない

・難病優先の為

・地域での助成金を利用しているため。同意書の必要もなく利用しやすい。(保険を利用の場合は

助成金は使えません)

- ・以前は、採用していましたが、自分が高齢となり出来る範囲でいいか考えるようになった。
- ・事務処理の煩雑さ、学生の就職先は自由診療が多いため
- ・自由診療のため
- ・養成施設付属の施術所であり、教員数が少なくて手に負えない。
- ・事務処理が面倒
- ・学校の方針
- ・学校附属の治療所なので
- ・申請が面倒・治療内容が保険施術に合わない
- ・往療メインなので
- ・安価過ぎてモチベーションが上がらない
- ・採用までの手続きについての知識不足。この点について、学校は、単に国試突破のみに目を向けるのではなく、卒業後を見据えた教育が成されるべきと考えます。
- ・自分の治療方針と合わないからです。
- ・保険では対応できない、伝統的で時間をかけた治療のため。
- ・保険施術では十分な時間を確保できない
- ・治療院の方針だから
- ・実習において治療あるいは評価に重心をおいて行っている為
- ・疾患が療養費に適合しないため
- ・大学病院の鍼灸外来のため。
- ・手間の割に益が少ない
- ・学校の附属治療院のためと診断書を書いてくれるドクターがいないため
- ・市からの助成金を利用しており保険との併給は出来ない為(金額もあまり変わらない)
- ・制約が多い。診療報酬が少ない。手間がかかる。(今後、一部採用する可能性はあり)
- ・メリットが低い感じ
- ・全身施術が可能
- ・コロナ後未だに施設に入りにくいこと、育休明け、子育て中で時代の流れ(変更箇所が一気に増えていた)についていけない、書類作成や近隣のドクターやケアマネとのコミュニケーションも不安
- ・手続きがめんどくさい、事務作業に時間がかかる
- ・面倒くさい。お金にならない。
- ・費用対効果が合わない、保険施術対象の病態の患者さんが全く来院していない
- ・組合加入が必要になる。採用しても患者は激増しない。
- ・患者さんが同意書を用意する際の手続きが手間、施術時間と内容に見合う対価がフィットしない。

作業が煩雑、

- ・管理が大変なうえ時間を失う、制約が多い、医療に消極的かつ福祉に積極的な患者が多い
- ・患者全員に適応できるわけではない、管理が面倒
- ・手続きが大変な為
- ・不正請求はしたくないが、柔道整復師のような自由さががないから
- ・対象者が少ない、保険請求などが面倒
- ・保険適用のハードルが高い。医師の同意書が取りにくいと聞いているから。
- ・同意書を取りにくい。疾患が限られている。
- ・自分の行っている診療が保険診療に適していないため
- ・同意書取得が困難、また、適応疾患以外の治療が多いため
- ・保険請求が手間だから。
- ・手続きが面倒、算定額が安い、対象疾患が限定される、契約外第三者の同意が必要、鍼灸師が管理し得ない理由で支給が拒否される(内科医による湿布の処方 etc.)
- ・患者からの要望がない
- ・必要がないから
- ・混合診療を避けるため、費用をとっていない
- ・事務的なことが無理なので
- ・同意書などを患者様にもらってきてもらうということに矛盾を感じているので。保険施術分では十分な施術内容を提供できないため。
- ・全身治療がしたいから
- ・書類作成に不安があるため。
- ・事務仕事が多い
- ・現状では患者が医師に同意書を貰う事は容易では無い為、準備で止まっている。
- ・ブランディング